

第一部 国際通用性の高い評価の実施

大学評価の必要性が国際的に強調され始めたのは、1980年代以降である。わが国において、大学評価が政策的課題として取り上げられるきっかけは、1991年（平成3年）に施行された大学設置基準の改正（いわゆる「大綱化」）である（表1-1）。大綱化前では、授業科目として、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目が明記され、それぞれの単位数に至るまで細かく定められていた。しかし、大綱化によって、授業科目、単位、授業という章が、教育課程という章にまとめられ、卒業要件としての総単位数が定められるだけとなった。すなわち、「教育課程」という概念が導入され、その編成は、それぞれの大学（あるいは学部）に任せられ、個性化を図ることが求められた。このように「自由化」を断行した上で、「質の保証」の手段として「自己点検・評価」が導入された（第1章第2条）。これは、第二次世界大戦以後から半世紀以上にわたって続いた高等教育政策の大転換であり、「規制緩和」と「自己点検・評価」とがカウンターパートとして位置づけられた。これが、「護送船団から自由化」あるいは「事前規制から事後チェックへ」と言われた所以である。

表1-1 大学設置基準の大綱化前後の比較（抜粋）

大綱化後	大綱化前
第1章 総則 自己評価等（第2条）	第1章 総則
第6章 教育課程 教育課程の編成方針（第19条） 教育上の目的を達成するために体系的に教育課程を編成する 教育課程の編成方法（第20条） 必修科目、選択科目、自由科目	第6章 授業科目 授業科目の区分（第19条） 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目
第7章 卒業の要件等	第7章 単位 第8章 授業 第9章 卒業の要件及び学士

第1章 大学評価・学位授与機構の発足から試行的評価まで (2000年～2005年)

自己点検・評価を義務づけられた大学は、自己点検・評価を実施する組織を整備し、教育研究の現状についてデータを収集・整理し、それらを公表する作業を始めた。1990年代後半にかけて多くの大学から、「〇〇大学の現状と課題」というタイトルで自己点検・評価の報告書が公表された。すなわち、各大学は、まず現状を把握し、点検することから始めたわけであった。しかしながら、その点検が改善につながる自己評価にまで至った例は、極めて稀であった。

大学が厳格な自己評価になかなか踏み込めないことへの不満から、評価に対する大学教員の意識改革の必要性が問われ始めた1998年（平成10年）に、大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』が公表された（参考資料集 表1-21 p.9）。この答申の副題「競争的環境の中で個性が輝く大学」には、非常に深い意味が込められていた。すなわち、18歳人口の減少による大学淘汰の可能性を暗黙の前提とした上で、21世紀前半が「知」の再構築の時代であるという認識に立ち、各大学が横並びの画一的な高等教育を行うのではなく、お互いに切磋琢磨しながら、多様化・個性化を推進することが大学改革の基本的方向として提言された。ここでは、教育研究

の質的向上に資するための評価の必要性が強調されており、個性輝くための主要な手段として第三者による評価が位置づけられた。

第1節 大学評価・学位授与機構の発足

大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』を受けて、大学評価機関の創設準備を行うために大学評価機関（仮称）創設準備委員会が発足した。この準備委員会では、①評価機関の基本的な考え方、②大学評価の目的、③評価事業の内容・方法などについて、精力的に議論された。議論内容をまとめると表1-2のとおりである。

表1-2 大学評価機関（仮称）創設準備委員会における議論内容のまとめ

大学等（大学および大学共同利用機関）の自己点検・評価による教育研究の不断の改善は当然であるが、社会の期待に応えて、評価をより実効性の高いものとしていくためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価が必要である。このために、第三者評価制度を導入し、その評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てることが重要である。同時に、大学等の諸活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことによって、公共的機関としての大学等が設置・運営されている点について、広く国民の理解と支持を得られるように支援・促進していくことも評価の目的である。

大学等は総合的で多様な機能を有しており、そこで行われている教育活動、研究活動、その他の諸活動に関して、専門分野ごとに適切な第三者評価を実施するためには、評価に精通した専門のスタッフを備える必要がある。評価を実施するにあたっては、各専門分野ごとにピア・レビュー（対象分野の専門家による評価）を基本としながら、教育を受ける学生、卒業生を雇用している企業などのステークホルダー（利害関係者）の視点も加味した多様な観点からの評価が実施できる体制を整備する必要がある。

多元的な評価システムの確立には、多岐にわたる大学評価に関する情報の収集・分析・提供事業も重要であり、大学評価の各種指標の有効性などに関する調査研究事業も実施する必要がある。専門のスタッフを備える必要もある。

創設準備委員会における重要ポイントは、限られた数の評価委員による第三者評価によって、如何に「第三者評価を実施した上で、個性輝く大学」を実現するかであった。この結論が、①各大学等の目的および目標に則した評価、②各大学等の自己評価を踏まえた評価、③根拠資料・データに基づく判断（evidence-based evaluation）であった。すなわち、評価の目的は、“金太郎飴”のような大学を作るのではなく、それぞれの大学が掲げる目的に照らして、そこで実施されている教育研究活動等の状況が適切か否かという判断をすることである。

創設準備委員会で、これらの議論が進められていた1999年6月に公表された学術審議会答申『科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について』においても、学術研究の振興にあたっての具体的施策の中で、研究評価の充実と第三者評価の必要性が示された。そこでは、大学等の研究機関の一層の活性化を促すためには、第三者独自の観点や広い視野から、その活動を正確に評価し、他機関との比較も踏まえて、当該機関の改善につなげていくことが求められた。

以上のような議論をもとに、2000年（平成12年）に、学位授与機構を改組して、大学評価機関としての事業と、従来の学位授与機構の業務をあわせて実施する新機関「大学評価・学位授与機構」が発足した。大学評価・学位授与機構は、当初は大学共同利用機関と同様の位置づけとして

船出したが、2004年（平成16年）4月から独立行政法人大学評価・学位授与機構として、再出発した。独立行政法人となっても、それまでどおり、大学関係者その他の学識経験者の参画をえて運営を行い、その専門的な判断に基づいて自律的に評価を実施し、現在に至っている。

第三者評価の実施機関である大学評価・学位授与機構が設立された背景には、各大学が改善につながるような厳格な自己評価になかなか踏み込めなかったことに対する不満もあったが、21世紀の国際社会を生き抜くためには、各大学等が切磋琢磨しながら多様化・個性化を推進することによって、新しい「知」の創生に対する期待が込められていることを忘れてはならない。

第2節 試行的評価の実施

大学審議会答申に謳われている「多元的な評価システム」を確立するために、大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。当時、大学評価・学位授与機構）は、2002年（平成14年）度までを必要な態勢を整えるための段階的实施期間として、対象分野や対象機関数を絞った「試行的評価」を実施した。試行的評価の詳細は機構出版物⁽¹⁾を参照されたい。試行的評価については、当初は国立大学を対象とした。2002年度着手分からは、一部の公立大学も加わった（参考資料集 表1-22 pp.9-10）。

試行的評価を踏まえて、2003年（平成15年）度から本格的な大学評価を実施する予定であったが、学校教育法の改正ならびに国立大学法人法の制定が行われたため、これらに基づく2004年（平成16年）度からの新しい大学評価制度に対応するために、当初2003年度から予定されていた本格実施は行わないことにした。その上で、2000年度着手分から2003年度着手分までの試行的評価について、基本的な考え方、試行期間に蓄積した評価のノウハウなどの検証を行った。

1. 目的、基本的枠組みおよび特徴

試行的評価の目的は表1-3に示すとおりであり、これは大学審議会答申の趣旨を体現したものである。大学審議会答申が評価に求めている内容は、「第三者評価を実施した上で、各大学等の個性化を推進する」というものである。これを実現するために実施した試行的評価の主な特徴は、以下のようにまとめられる。

表1-3 試行的評価の目的

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等（大学及び大学共同利用機関）の行う諸活動について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てる。• 大学等の諸活動の状況を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく。 |
|--|

複数の評価手法に基づく多面的な評価：大学が行っている多様な活動を多面的に評価するため、教育研究などの諸活動の状況について、①全学的な事項に関する評価（全学テーマ別評価）、②大学の学部および研究科における教育活動の状況についての評価（分野別教育評価）、③大学の学部、研究科、附置研究所あるいは大学共同利用機関における研究活動の状況についての評価（分野別研究評価）の三区分別の評価を実施した。各区分の評価を実施するにあたっては、大学の教育研究活動の状況を包括的に把握できるように複数の評価項目を設定し、評価項目ごとに活動の状況をわかりやすく示した。

目的および目標に則した評価：各大学等の個性や特色が十二分に発揮できるように、評価対象となる活動についての画一的な水準に基づいた評価ではなく、教育研究活動に関して大学が設定している目的（教育研究活動を実施する全体的な意図）および目標（「目的」で示された意図を実現するための具体的な課題）に則して評価を実施した。

各大学等の自己評価を踏まえた、当該分野の専門家などによる評価（ピア評価）：教育研究活動の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組を支援・促進し、評価の透明性と公正性を確保するために、各大学等は、機構が示す評価の枠組みに基づいて、自己評価を行った。機構では、この自己評価結果を踏まえて、当該分野の専門家などによる評価を実施した。

優れた取組や改善点などの指摘：各大学等の個性の伸長や教育研究活動の質的充実に資するために、諸活動に関して、優れた取組や改善点などを指摘した。

意見の申立て：評価プロセスの透明性を確保するとともに、評価結果の正確性を担保するために、評価結果を確定する前に評価結果を対象大学等に通知し、その内容に対する意見申立ての機会を設けた。申立てがあった場合には再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定した。申立てとその対応の内容は、評価結果とあわせて評価報告書に掲載した。

評価結果の社会への公表：評価結果を設置者および各大学等に通知することにより、それぞれの教育研究活動の改善に役立てるとともに、各大学の教育研究活動等の状況や成果を社会への説明責任を果たすために、対象大学に通知した内容はそのまま公表した。

2. 実施体制

評価実施にあたっては、国公立大学等の関係者および社会、経済、文化等各方面の有識者から構成された大学評価委員会が設置された。その下に、テーマ別および学問分野別ごとに、テーマ・分野の専門家・有識者および大学評価委員会の委員から構成された専門委員会が組織された。また、教育研究活動については、多面的な評価が必要であること、分野における専門領域が多様であること、さらには対象大学等が多数となることなどから、必要に応じて、当該テーマ・分野の専門家を評価員として任命した。

これらの大学評価委員会委員、専門委員および評価員は、国公立大学などの関係団体、学協会および経済団体をはじめ広く推薦を求めたところ、3,000人近くの方々を推薦いただいた。その中から、機構の運営委員会の下に設置した選考委員会で、国公立、専門分野、地域性、性差などを配慮して選考した上で、運営委員会の議を経て決定した。

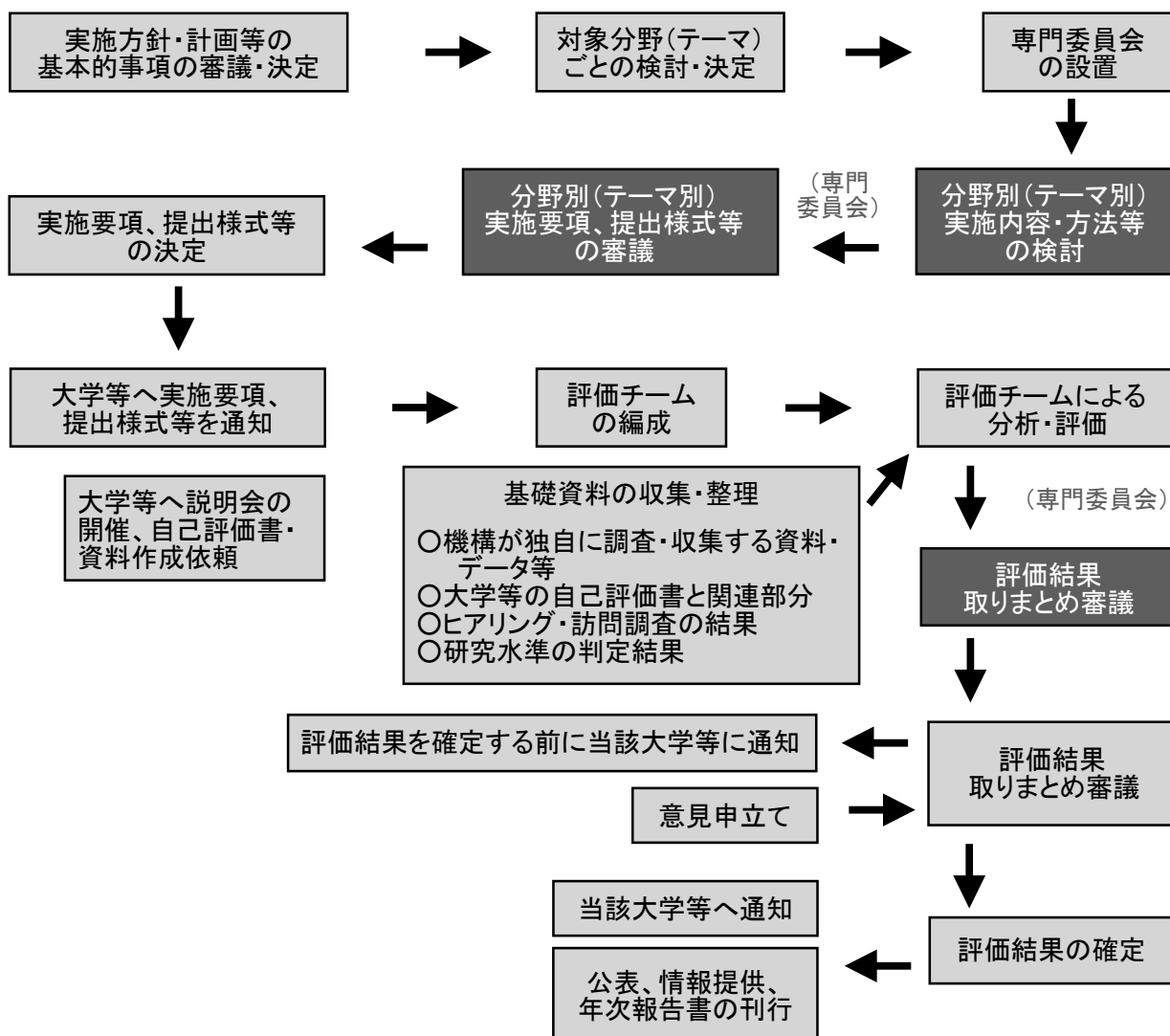
評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があった。このため、評価担当者（専門委員会の委員および評価員）が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、試行的評価の目的、内容および方法などに関する研修を実施した。この研修の内容も年々充実し、有効であったとの評価を受けた（第五部 第2章 pp.80-84参照）。

具体的な評価を行うに際しては、専門委員会の委員および評価員による評価チームを編成した。この評価チームが対象大学等の自己評価書を分析し、ヒアリングや訪問調査を行った。分野別研究評価においては、専門分野ごとに個別の研究活動を評価するため、各対象領域ごとに専門委員会の委員および評価員で構成する部会を評価チームのほかに設置した。この部会では、分野別研究評価の評価項目のうち、「研究内容及び水準」と「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価の基礎となる研究水準の判定を行った。

3. プロセス・手順

大学評価委員会の最初の仕事は、大学評価の基本方針を定めた『大学評価実施大綱』の策定であった。この実施大綱に基づき各専門委員会では、評価の実施方針および具体的な評価の内容・方法を検討し、大学の自己評価にあたって留意すべき事項を示した『自己評価実施要項』、評価担当者が自己評価書をもとに評価を行うための『評価実施手引書』および『評価作業マニュアル』を作成した。これらの『自己評価実施要項』、『評価実施手引書』および『評価作業マニュアル』は、最終的には大学評価委員会が決定した。評価対象となる各大学等に対しては、説明会を開催して、評価の内容・方法などについて周知を図った。さらに、機構では質問を受け付ける体制を作り、質問に対しては常時回答できる体制を構築した。受けた質問は、質問者に回答するとともに、広く共有できるように、「Q & A」という形で、機構ウェブサイト (https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/ce_un_outline/) で公開した。

図1-1 試行的評価のプロセス



対象大学等は、『自己評価実施要項』を参考にして自己評価を行い、自己評価書を提出した(図1-1)。機構では、専門委員会の下に組織された評価チームまたは部会において自己評価書の分析(書面調査)を行った。機構が独自に調査・収集した資料・データも参考にしつつ、書面調査の結果をもとに、書面調査段階の評価結果(素案)をまとめて、これを対象大学等に送付した。そ

の際、不明な点、資料・データが不足している点などを指摘し、これらの指摘に対する回答を対象大学等から受け取った後に、ヒアリングあるいは訪問調査を実施した。全学テーマ別評価と分野別研究評価（工学系は訪問調査を実施）ではヒアリングを、分野別教育評価では訪問調査を、それぞれ実施した。このような過程を経て作成された評価結果（案）は、専門委員会および大学評価委員会での審議を経て、その確定前に対象大学等に通知した。この評価結果に対して、対象大学等には、必要があれば、意見申立てを行う機会を設けた。大学評価委員会は、意見申立てを経た上で、評価結果を最終的に確定した。この評価結果は、評価報告書として対象大学等およびその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表した。大学評価実施要項の策定作業開始から、評価結果の公表まで、約1年半という非常に長い時間を要する膨大な作業であった。

各評価区分ごとに評価項目を定めて（表1-4）、対象大学等には、この評価項目ごとに自己評価を実施するように依頼した。これらの評価項目を定めるにあたっては、大学等における教育研究

表1-4 評価区分ごとの評価項目

	2000年度着手分	2001年度着手分	2002年度着手分
全学テーマ別評価	【教育サービス面における社会貢献】 ○目的および目標を達成するための取組 ○目的および目標の達成状況 ○改善のためのシステム	【教養教育】 ○実施体制 ○教育課程の編成 ○教育方法 ○教育の効果 【研究活動面における社会との連携および協力】 ○研究活動面における社会との連携および協力の取組 ○取組の実績と効果 ○改善のための取組	【国際的な連携および交流活動】 ○実施体制 ○活動の内容および方法 ○活動の実績および効果
分野別教育評価	【対象分野：理学系、医学系（医学）】 ○アドミッション・ポリシー（学生受入方針） ○教育内容面での取組 ○教育方法および成績評価面での取組 ○教育の達成状況 ○学生に対する支援 ○教育の質の向上および改善のためのシステム	【対象分野：法学系、教育学系、工学系（2001年度）、人文学系、経済学系、農学系、総合科学（2002年度）】 ○教育の実施体制 ○教育内容面での取組 ○教育方法および成績評価面での取組 ○教育の達成状況 ○学生に対する支援 ○教育の質の向上および改善のためのシステム	
分野別研究評価	【対象分野：理学系、医学系（医学）】 ○研究体制および研究支援体制 ○諸施策および諸機能の達成状況 ○研究内容および水準 ○社会（社会・経済・文化）的貢献 ○研究の質の向上および改善のためのシステム	【対象分野：法学系、教育学系、工学系（2001年度）、人文学系、経済学系、農学系、総合科学（2002年度）】 ○研究体制および研究支援体制 ○諸施策および諸機能の達成状況 ○研究内容および水準 ○研究の社会（社会・経済・文化）的効果 ○研究の質の向上および改善のためのシステム	

などの諸活動の性格や多様性に配慮した。すなわち、評価は、諸活動のアウトカムズ（達成を示す成果）について行うのが基本ではあるが、インプット（組織編成および人的・物的資源などの投入）やプロセス（教育課程、教育環境および提供するサービスの展開）についても評価するように項目立てした。

2000年度着手分については、評価項目を定めただけで自己評価を依頼した。しかし、「どのように自己評価をしたらいいのか？もう少し詳しく指示して欲しい。」という類いの質問が多数寄せられたため、2001年度着手分からは、各項目ごとに複数の「要素」を立てて、その項目で何を評価するのかを明示した（表1-5に一例を示す）。

表1-5 分野別教育評価における評価項目、要素、観点例に関する一例

<p>評価項目：教育の実施体制</p> <p>〔要素1〕教育実施組織の整備に関する取組状況</p> <p><u>観点例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学科・専攻の構成 ・多様な学問分野（マルチディシプリン）を持つ教員構成を教育に反映する体制 <p>〔要素2〕教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況</p> <p><u>観点例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生、教職員に対する周知の方法とそれらの効果 ・学外者に対する公表の方法とそれらの効果 <p>〔要素3〕学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況</p> <p><u>観点例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生受入方針の明確な策定 ・学生受入方針の学内外への周知・公表 ・学生受入方針に従った学生受入方策
--

評価項目と要素は、教育研究を評価する場合には、基本的に必要であろうと思われる内容を盛り込んだので、全ての対象大学等に、これらの評価項目と要素について自己評価を実施することを要請した。それぞれの対象大学等は、評価項目の要素ごとに、それぞれの目的および目標に照らして「観点」を適切に設定して自己評価を行うことになる。目的および目標が異なれば、設定される観点は異なるはずである。しかし、対象大学等からは観定の例示を求める声が多数寄せられたので、『自己評価実施要項』に、観点を設定する際の参考として、評価の観点例を掲載した。ただし、「記載されている観点例は、各評価項目の自己評価を実施する際に用いる観点として一般的に想定できるものを例示してありますので、利用にあたっては、これらの観点を参考としながら、各対象組織で整理した教育（研究）目的および目標に沿って、評価の観点を適切に設定してください。したがって、各対象組織において、これらの観点をそのまま用いる必要はなく、また、これら以外の観点を設定することが必要な場合があります。」と記述し、説明会でも、このことを強調した。しかしながら、ほとんど全ての大学等が、記載された観点をそのまま利用して自己評価書を作成した。このような、項目-要素-観点という三層構造によって評価を進める方法は好評であった（第五部 第2章 pp.80-84参照）。この考え方は、2004年から始まった認証評価（第2章 pp.21-32参照）の設計にも活かされている。

4. 実施状況

全学テーマ別評価、分野別教育評価および分野別研究評価は、2000年度・2001年度着手分については、国立大学を対象として実施した。2002年度着手分については、国立大学に加えて、一部

の公立大学も対象として実施した。いずれの場合も、設置者から要請があった大学あるいは大学共同利用機関等を対象として実施し、3年間で試行的評価を受審した大学等の数は122機関で、延べ550組織を評価した（参考資料集 表1-22 pp.9-10）。なお、全学テーマ別評価「教養教育」については、2000年度に実状調査を行った上で、評価は2001年度に実施した。

大学評価事業を始めるにあたって、機構は「開放的で進化する評価」を標榜した。したがって、試行的評価の検証は、非常に重要な作業であり、これからの機構の評価事業の充実を図るために不可欠な作業である。検証結果から、試行的評価の成果と課題をまとめると、次の通りである。なお、検証結果の詳細は、第五部 第2章（pp.80-84）を参照されたい。

- ① 「大学等の教育研究活動の改善に資する」という目的は、おおむね達成できた。
- ② もう一つの目的である「大学等の諸活動の説明責任を果たす」については、社会全般の理解度や活用のされ方という点から問題があり、改善の必要がある。

参考文献等

- (1) 川口昭彦（独立行政法人大学評価・学位授与機構編集）（2006）大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の展開—わかりやすい大学評価の技法』ぎょうせい pp.41-75

第2章 認証評価（2005年～）

すべての大学院、大学、短期大学および高等専門学校は、国公立の設置形態は問わず、その教育研究水準の向上に資するために、教育研究、組織運営および施設設備の総合的な状況について、文部科学大臣が認証する評価機関（以下「認証評価機関」という）の実施する評価を受けることが、学校教育法により義務づけられた（2004年）。

認証評価の目的は、大学院、大学、短期大学あるいは高等専門学校で行われている教育研究活動等について、①質を保証する、②改善・向上に資する、③第三者としての説明責任を果たす、の三点である（表1-6）。認証評価の中には、組織全体の状況について評価する機関別認証評価と、専門職大学院を対象とする専門分野別認証評価がある。大学、短期大学、高等専門学校の機関別認証評価は7年以内ごとに1回、専門職大学院の認証評価は5年以内ごとに1回、認証評価機関の評価を受けることが義務づけられている。

表1-6 認証評価の目的

- 認証評価機関が定める評価基準に基づいて、高等教育機関を定期的に評価することにより、その教育研究活動等の質を保証する。
- 評価結果を各教育機関にフィードバックすることにより、教育研究活動等の改善に役立てる。
- 教育機関の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として高等教育機関が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進する。

認証評価機関は、中央教育審議会の審査を経て、文部科学大臣の認証を受けなければならない。この認証は、評価の基準、方法、体制などの点で、公正で的確な評価を実施できる一定の要件（学校教育法第百十条）を満たしている評価機関に与えられる。2021年5月時点で、文部科学省から認証を受けた機関別認証評価を行う機関は、大学5機関、短期大学3機関、高等専門学校1機関である。専門職大学院の専門分野別認証評価については、法科3機関、経営2機関の他、17分野

にわたり各1～2機関が認証されている（文部科学省 認証評価機関一覧⁽¹⁾）。この中で、大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という）は、大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価および法科大学院認証評価を実施する機関として認証されている。なお、短期大学機関別認証評価については、2005年から2010年まで実施した。

第1節 大学機関別認証評価

機構は、大学評価準備委員会を設置（2003年8月）し、大学機関別認証評価の基本的方針および大学評価基準について検討を行った。その結果を『大学機関別認証評価実施大綱（案）』および『大学評価基準（案）』としてとりまとめ、大学団体等を対象としてこれらの案に対する意見照会（パブリックコメント）を行った。それを受けて、社会、経済、文化等の有識者からなる大学機関別認証評価委員会を設置（2004年4月）し、評価基準、評価方法等の基本的事項について審議し、『大学機関別認証評価実施大綱』および『大学評価基準』（以下「評価基準」という）に加えて、『自己評価実施要項』『評価実施手引書』『訪問調査実施要項』を定めた。2004年10月文部科学大臣に大学認証評価機関として認証の申請を行い、2005年（平成17年）1月14日に認証された。2020年度までの実施実績は、参考資料集（表1-23 p.11）を参照されたい。

『大学機関別認証評価実施大綱』『大学評価基準』『自己評価実施要項』『評価実施手引書』『訪問調査実施要項』は、冊子として配布するだけでなく、機構ウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp/>）にも公開した。ウェブサイトには、寄せられた質問の共有を図るために、それらに対する回答も「Q & A」の形で公開した。評価結果は、機構ウェブサイトに公表されている。

機構が実施する機関別認証評価の方針・特色として、①大学評価基準に基づく評価、②教育活動を中心とした評価、③各大学の個性の伸長に資する評価、④自己評価に基づく評価、⑤ピア・レビューを中心とする評価、⑥透明性が高く公正な評価、⑦開放的で進化する評価を掲げた。詳細は機構の出版書籍を参照されたい⁽²⁾。

1. 1・2 巡目

大学評価基準は、教育活動に軸足を置いて大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、全ての大学を対象とする11基準（表1-7、参考資料集 表1-24 p.11、2巡目では10基準に整理）から構成された。基準の多くは、内容をいくつかに分けて規定し、基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を示した。それぞれの大学の目的によっては、基本的な観点だけでは十分には自己評価できない場合も想定して、大学独自の観点が設定できるようにした。

大学で行われている教育研究活動等の「質の保証」が機関別認証評価の主要目的の一つであるから、全ての大学を対象とする11基準には、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定された。基準ごとの自己評価の状況を踏まえて、大学全体として、その基準を満たしているか否かの判断を行い、その判断の理由を記述した。機関別認証評価は、大学全体について行うものであるが、必要に応じて学部・研究科ごとに分析、整理した。この場合には、学部・研究科ごとに分析した上で、大学全体の状況を分析した。

大学全体として、全ての基準を満たしている場合に、機関としての大学が機構の定めた評価基準を「満たしている」と認め、その旨を公表した。もし、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として評価基準を「満たしていない」と判断した。この場合には、「追評価」という手続きが用意された。すなわち、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができる。この追評価で当該基準を満たしていると判断さ

れた場合には、先の評価とあわせて、大学全体として評価基準を「満たしている」と判断し、その旨を公表した。

表1-7 大学機関別認証評価基準の変遷

3 巡目 (2019~)	2 巡目 (2012~2018)	1 巡目 (2005~2011)
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準 (3 基準)	基準1 大学の目的 (2 観点)	基準1 大学の目的
領域2 内部質保証に関する基準 (5 基準うち3 重点評価項目)	基準2 教育研究組織 (4 観点)	基準2 教育研究組織
領域3 財務運営、管理運営および情報の公表に関する基準 (6 基準)	基準3 教員及び教育支援者 (7 観点)	基準3 教員及び教育支援者
領域4 施設および設備ならびに学生支援に関する基準 (2 基準)	基準4 学生の受入 (5 観点)	基準4 学生の受入
領域5 学生の受け入れに関する基準 (3 基準)	基準5 教育内容及び方法	基準5 教育内容及び方法
領域6 教育課程と学習成果に関する基準 (8 基準)	○学士課程 (13 観点)	○学士課程
	○大学院課程 (13 観点)	○大学院課程
	(専門職学位課程を含む)	○専門職学位課程
	基準6 学習成果 (4 観点)	基準6 教育の成果
	基準7 施設・設備及び学生支援 (10 観点)	基準7 学生支援等
	基準8 教育の内部質保証システム (5 観点)	基準8 施設・設備
	基準9 財務基盤及び管理運営 (13 観点)	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム
	基準10 教育情報等の公表 (3 観点)	基準10 財務
		基準11 管理運営

それぞれの基準を満たしているか否かの判断だけでは、認証評価の目的のすべてを果たしたことにはならない。評価結果報告書では、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断できる場合や、基準を満たしてはいるものの改善の必要が認められる場合には、その旨を記述した。認証評価の第二の目的である「改善・向上に資する」ためには、この「優れた点」や「改善を要する点」の記述が重要である。

機構の実施する認証評価は、大学の正規課程における教育活動を中心として、大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価した。しかし、研究活動は、教育活動とともに主要な活動の一つである。さらに大学は、社会の一員として、地域社会や産業界などと連携・交流を図るなど、教育、研究の両面にわたって知的資産を社会に還元する活動も行っている。機関別認証評価の目的が、大学の諸活動の改善に資し、説明責任を果たすことであることを鑑みて、11基準の他に選択的評価事項を設定した。これは、教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい「研究活動の状況」や「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を評価するもので、選択的評価事項は、大学の希望に基づいて、これらに関わる活動について評価した。

選択的評価事項については、基準を満たしているか否かの判断ではなく、各大学が設定している目的の達成状況の評価した。選択的評価事項の目的の達成状況は、「目的の達成状況が非常に優れている」、「目的の達成状況が良好である」、「目的の達成状況がおおむね良好である」および「目的の達成状況が不十分である」の4段階で判断した。さらに、この判断に至った理由、優れた点、改善を要する点なども記述した。

評価は、書面調査と訪問調査により実施した。書面調査は、『自己評価実施要項』に基づき、各大学が作成する自己評価書の分析と、機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施した。この書面調査の結果は、訪問調査の約1カ月前までに対象大学に送付した。その際、自己評価書で不明な点、資料・データの不足などについても通知した。これに対する回答を分析し

た後、評価部会のメンバーが訪問調査を実施した。訪問調査は、『訪問調査実施要項』に基づき、書面調査では確認できない事項について調査した。書面調査と訪問調査の結果に基づいて、評価委員会が作成した評価報告書（案）を対象大学に送付した。対象大学は、この報告書案に対して意見があれば、約1カ月以内に申立てを行い、評価委員会が評価報告書を確定した。対象大学およびその設置者に提供すると同時に、社会に広く公表した（参考資料集 図1-21 p.12）。

なお、国際連合大学サステナビリティ学研究科から認証評価実施の依頼があった。しかし、同大学はわが国の学校教育法で管理された機関ではないため、2巡目の評価基準等をそのまま適用したが、「第三者評価」として2014年度に実施した⁽³⁾。ここでは、自己評価書および大学関係者（研究科長等）とのインタビューは日本語で実施したが、一般教職員、学生・修了生とのインタビュー等については英語を使用した。また、海外在住の修了生（複数）とはインターネットを利用したインタビューを行った。

2. 3巡目

1巡目（2005～2011年度）と2巡目（2012～2018年度）は、いくつかの修正はあるものの、ほぼ同じような評価基準、評価体制、評価方法等で実施した。3巡目（2019年～）では、分析内容は2巡目までとほぼ同様であるが、評価項目の大幅な再構成を行い、質の向上および改善に資する評価、内部質保証の重視および学習成果を重視した評価が強調されている。（表1-7 p.23および参考資料集 表1-25 p.13）。また、国際的な質保証の動向との整合性にも配慮されている。詳細は機構の出版書籍⁽⁴⁾を参照されたい。

3巡目の大学評価基準は、27基準で構成され、6領域に分類して表示した。領域2は機関全体の内部質保証に関わる領域であり、重点評価項目（基準2-1～2-3）が設定されている。領域6には、卒業・修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を含めた教育研究活動の質に関わる基準が設定されている。領域6の教育課程と学習成果については、教育研究上の基本組織（学部、学科、課程、研究科）ごとに整理した上で、大学全体の状況を判断する。

基準ごとに基準を満たしているか否かの判断を行い、すべての基準を満たしている場合に「大学評価基準に適合している」と認定する。満たしていない基準があった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できる場合には「大学評価基準に適合している」と認定するが、確認できない場合には「大学評価基準に適合していない」との判断となる。なお、重点評価項目として位置づける内部質保証の体制または手順が整備されていないと確認された場合には、他の基準の状況如何に関わらず「大学評価基準に適合していない」と判断する。

評価の手順（方法）にも大きな変更があった。1・2巡目では、各大学の自己評価書には基準ごとの概要を文章で記述し、分析するように求めていた。しかし、3巡目では、体制、組織、成果については、あらかじめ指定した表（別紙様式）の形（参考資料集 図1-22 p.14）で、あるいは規程類そのものの提出を求め、必要に応じて特記事項を文章で記述することも求めている。第三の大きな変更として、紙ベースの自己評価書および別添資料の提出に替わって、すべて電子ファイルの形でクラウド上にアップロードする形で提出を求めている。

第2節 高等専門学校機関別認証評価

高等専門学校は、わが国の産業・経済の高度成長に伴う産業界からの強い要請に応じて、工業発展を支える実践的な技術者の養成を目的として、後期中等教育段階の教育を含む高等教育機関

として創設された（1962年）。2021年4月1日現在、高等専門学校は57校（国立51校、公立3校、私立3校）であり、約5万7千人の学生が高等専門学校で学んでいる（表1-8）。「国立」とは独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校である。

表1-8 高等専門学校の設置者別学校数及び入学定員等（2020年度）

区分	学校数	入学定員（人）	2020年度在学生数（人）
国立	51	9,360（1,118）	48,219（2,998）
公立	3	720（76）	3,617（183）
私立	3	385（32）	1,913（44）
合計	57	10,465（1,226）	53,749（3,225）

（ ）内は専攻科の入学定員、在学生数で外数

高等専門学校は、高校と大学の両方にまたがる年齢期の学生を対象に5年間の一貫教育を行う教育機関であり、次のような特色ある教育を行っている。

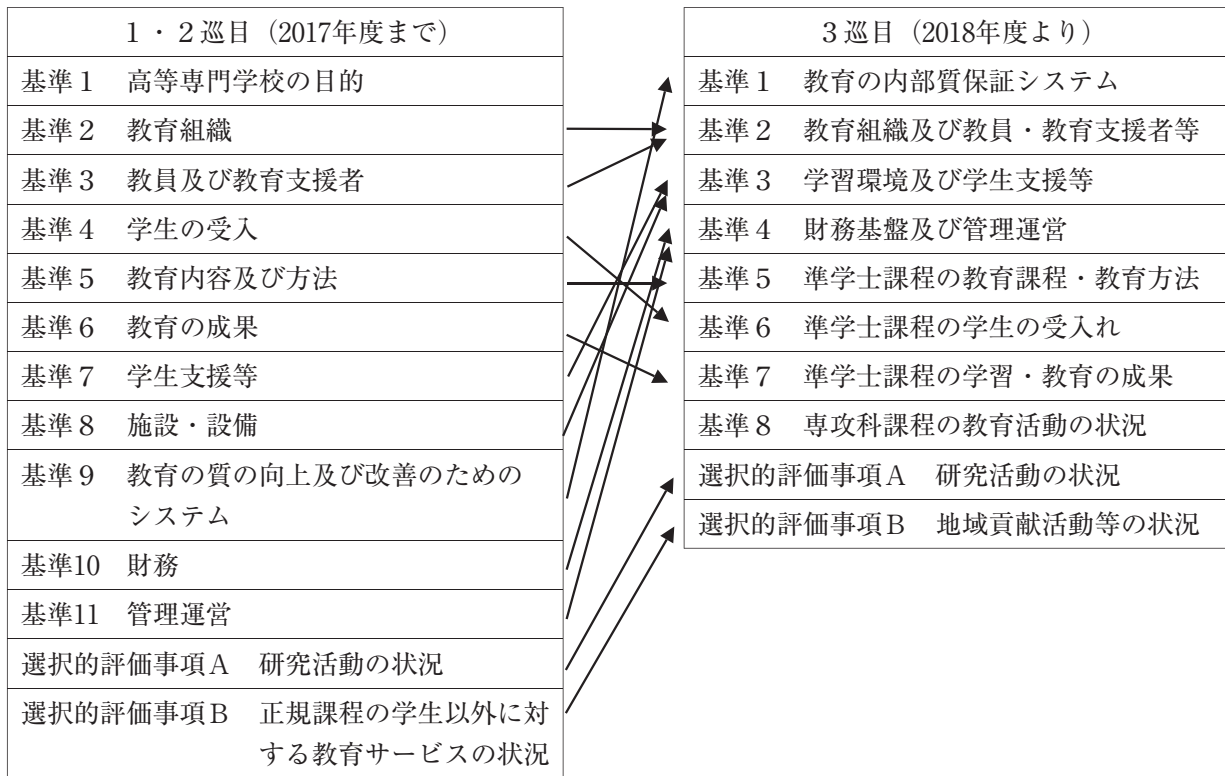
- 実践的・創造的技術者の養成という明確な教育目的の下、中学校卒業段階から5年間の一貫した専門教育を行い、実験・実習・実技等の体験重視型の専門教育を実施している。
- 教育課程は、専門科目と一般科目がいわゆるくさび型に編成され、専門教育と一般教育とが効果的に組み合わせられるようになっている。
- 卒業生が、専攻科あるいは大学、さらには大学院にまで進学することが可能な多様なキャリアパスが用意されている。
- 卒業生は、製造業を初めとして様々な分野で活躍しており、卒業生に対する産業界からの評価は非常に高く、就職希望者に対する就職率や求人倍率も高い水準となっている。

これらは、わが国のユニークな教育制度として国際的にも高く評価されており、高等専門学校は、わが国のものづくり産業を支える優秀な技術者等を社会に供給し、産業界を中心に高く評価されてきた。また、地域行政や産業界との技術連携等、地域に密着したきめ細かな交流を行い、地域の発展に貢献してきた。

機構は、高等専門学校の認証評価を行う唯一の認証評価機関として、2005年7月12日に認証され、同年より認証評価を開始した。これに先立ち2004年度に試行的評価を実施した上で、1巡目（2005～2010年度）、2巡目（2011～2017年度）を経て、2018年度から3巡目が始まっている（実施実績については、参考資料集 表1-26 p.14）。評価結果は、機構ウェブページに公表されている。

『高等専門学校機関別認証評価実施大綱』『高等専門学校評価基準』『自己評価実施要項』『評価実施手引書』『訪問調査実施要項』の作成、審議等については、大学機関別に準じた方法で行われた（pp.22-24参照）。内容的には、高等専門学校の実状を配慮した上で、大学に準じた記述がされた。機構では、各年度に実施した認証評価・選択評価に関する検証や各巡目の中間的検証、総括的検証を実施し、検証結果を評価事業の改善に生かしてきた⁽⁵⁾。高等専門学校評価基準は、1・2巡目は、多少の修正は行ったものの、ほぼ同じもので実施した。しかし、3巡目は、大幅な組み替えを行なった（図1-2 p.26）。これによって、3巡目の認証評価においては、①高等専門学校における教育研究活動等の見直しを継続的に行う仕組み（内部質保証システム）に関すること、②卒業の認定に関する方針、教育課程の編成・実施に関する方針および入学者の受入れに関する方針に関すること、の二つの内容が評価基準に加わった。さらに、内部質保証システムに関することについては、重視すべき事項として「重点評価項目」として新たに位置づけられた。

図1-2 高等専門学校機関別認証評価基準の1・2巡目から3巡目への移行状況



第3節 法科大学院認証評価

法科大学院は専門職大学院の一種と位置づけられているが、とりわけ法科大学院についての第三者評価は、評価基準に適合していると認められた場合に「適格認定」が与えられる点が、特徴的であった。ただし、2020年度以降は、機関別認証評価についても「適合認定」を与えるように法改正が行われ、これに伴って、法科大学院についても「適格認定」は「適合認定」と呼ばれるようになった。法科大学院認証評価では、関係法令によって、細かく評価対象項目が定められている⁽⁶⁾。評価方法も、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」に規定する認定を的確に行うことが求められる。さらに、評価業務に法曹としての実務の経験を有する者（法曹三者）の参加が必要である。認証評価結果は、文部科学大臣から、法務大臣に通知することになっている。機構が実施する法科大学院認証評価は、表1-9に示した目的で実施している。一般の認証評価の目的（表1-6 p.21）と比較して、第一項目の相違に注目されたい（下線部分）。

表1-9 法科大学院認証評価の目的

- 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をする。
- 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックする。
- 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、社会に示す。

法科大学院認証評価に関しては、『法科大学院評価基準要綱』『自己評価実施要項』『評価実施手引書』『訪問調査実施要項』が作成されたが、これらの審議等については、大学機関別に準じた方法で行われた（pp.22-24参照）。しかし、内容的には、法科大学院認証評価の特色を反映して、大学機関別認証評価とは異なる。たとえば、法科大学院の評価については、機関別認証評価と異なり、適格認定を行った法科大学院にその質を継続的に保証していく観点から、年次報告書の提出を求めることとなっている。機構は、2004年11月文部科学大臣に法科大学院の評価を行う認証評価機関の認証の申請を行い、2005年1月14日に認証された。

『法科大学院評価基準要綱』『自己評価実施要項』『評価実施手引書』『訪問調査実施要項』の冊子を用いて、法科大学院認証評価に関する説明会を実施するとともに、随時各大学の要請に対応して各大学に出向いての説明を積極的に行った。また、機構ウェブサイトへの「法科大学院認証評価に関するQ & A」の公開などにより、可能な限り情報提供を行い、機構の実施する認証評価の周知徹底に努めた。

評価実施体制、評価プロセス等は、大学機関別に準じるが、評価委員会には法曹三者の関係者が加わることが求められた。法科大学院認証評価固有のものとして、教員組織調査専門部会と年次報告書等専門部会（両部会とも評価委員会委員および専門委員で構成）が設置された。前者は、対象法科大学院の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査、分析等を実施し、後者は、法科大学院を置く大学から提出される法科大学院年次報告書および評価実施後の変更届の分析・調査を行なった。

法科大学院認証評価基準（以下、本節において「評価基準」という）には、法科大学院の教育活動等に関して、評価基準に適合している旨の適格認定をする際に、法科大学院として満たすことが必要と考える要件および当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容が記載されている。これらの内容は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」に規定する法曹養成の基本理念ならびに専門職大学院設置基準に規定される事項などを踏まえたものである。

1. 1～3 巡目

評価基準は、基準と解釈指針（基準に係る説明および例示）から構成され、内容によって10章に分類された〔1 巡目（2005～2010年度）、参考資料集 表1-27 p.15〕。基準は、その内容により、二つに分類することができる。第一は、定められた内容が満たされていることが求められるもの、第二は、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるものである。評価基準に「適合している」と認定されるには、全ての基準が満たされていることが求められる。「基準に適合している」と認定された場合に、その法科大学院に適格認定が与えられた。

評価方法（書面調査と訪問調査）、評価体制、評価プロセス・スケジュール、評価結果の記述、追評価などは、大学機関別認証評価（pp.22-24参照）に準じて実施した。これに加えて、教員組織に関する評価をより適切なものとするために、教員組織調査専門部会が教員の授業科目適合性の調査を行った（2007年度から）。

法科大学院認証評価の開始当時は、開設初年度の入学者（3年課程）がまだ修了していない段階であったため、評価できない基準もあった。機構では、2005年は予備評価を実施し、関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資することを目的とした。したがって、予備評価の結果は、当該法科大学院を置く大学には通知したが、文部科学大臣への報告や社会への公表をしていない。また、基準のすべてについての適合状況を評価できないので、適格認定も行わなかった。

年次報告書等専門部会は、2008年度から、適格認定を受けた法科大学院を置く大学から提出さ

れた法科大学院年次報告書および評価実施後の変更届について、教育課程または教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項があるかどうかの判断を中心とした分析を行い、評価委員会に報告した。評価委員会は、評価結果への付記事項（案）を作成し、それに対する当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、これを確定し、当該法科大学院を置く大学に対して通知するとともに、「教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項」として機構ウェブサイトに掲載した。

機構では、「開放的で進化する評価」の一環として、絶えず検証作業をしつつ評価事業を進めてきた。これらの検証結果に基づき、関係法令の改正に適合するように、2巡目（2011～2015年度）および3巡目（2016～2020年度）における評価基準は、11章51基準から構成された（参考資料集表1-27 p.15）。このうち、2013～2015年度および2016・2017年度には、それぞれ20基準および19基準を重点基準に指定した。

2巡目における大きな変更点は、「法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断は、各基準のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて行うものとする」として判断結果を総合的に考慮し、法科大学院に適格認定を与えるものとした。

3巡目開始にあたっては、2013年度より評価基準、評価方法（適格認定の判断方法を含む）、評価体制等に関する事項について検討を行い、意見公募（パブリックコメント）を経て、「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、「教育活動の実施状況及びその成果」に関する客観的指標の導入、基準および解釈指針内容の明確化等、より適切な認証評価を行うため、2015年6月に「法科大学院評価基準要綱」を改定した。その上で、関係法令の改正や法科大学院を取り巻く状況の変化に対応するため、表1-10に示す方針に則して評価基準を改定した。

表1-10 関係法令改正に対応した法科大学院評価基準改定のポイント

<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育法施行規則の改正に伴い、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定・公表する必要があることとした改定。（2016年3月） ○大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の改正に伴い、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設ける必要があることとした改定。（2016年3月） ○適性試験の成績を用いることが任意とされたことに伴う改定。（2017年6月） ○専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）の改正に伴い、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、及び実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めていることとする規定が削除されたこと、また、実務家専任教員とみなすことができる者の要件である1年間に担当する授業科目の単位数が緩和されたことによる改定。（2018年4月） ○専門職大学院設置基準の改正に伴い、専任教員に関する規定及び教育課程連携協議会に関する規定を改定。（2018年4月） ○専門職大学院設置基準の改正に伴い、教育課程の見直しに関する基準を新設ほか。（2018年6月）

2. 受審状況と4巡目

法科大学院の認証評価受審状況（機構以外の認証評価機関も含めて）を表1-11にまとめた。ここで注目すべきことは、「不適格」と認定された大学が多数見られたことである。機構の評価において、不適格となった理由の主なものあげると、次のような内容である。

- ① 履修科目として登録できる単位数が、定められた上限を超えている。
- ② 一部の法律基本科目について、同時に授業を行う学生数が標準を大幅に超えている。
- ③ 客観的かつ厳正な成績評価と単位認定という視点から問題がある。

- ④ 入学者選抜において、法学未修者の選抜方法または法学既修者の認定方法が適切ではない。
- ⑤ 一部の授業科目について、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められないため、当該授業科目を適切に指導できる体制となっていない。

このように、適格と認定されなかった理由は、入学者選抜から教員の組織体制まで広範にわたっている。その内容も、法令に抵触するおそれがあるものから、機構が独自に求める水準に達していないものまでかなりの幅がみられる。

表1-11 法科大学院の認証評価受審状況

	大学改革支援・学位授与機構	日弁連 法務研究財団	大学基準協会	合計
1 巡目	28 (7)	29 (7)	18(10)	75(24)
2 巡目	28 (2)	24 (2)	16 (7)	68(11)
3 巡目	21 (3)	13 (1)	6 (2)	40 (6)

() 内数字は不適格となった大学数

3 巡目認証評価の多数が終了した2019年度（令和元年度）から関連する法改正が実施され、さらに、「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」[中央教育審議会法科大学院等特別委員会（令和2年6月17日）]によって、法科大学院の教育活動等の質保証について重点的な評価を行う等の方向性が示された。これらを踏まえて、機構の4 巡目認証評価は、従来の法科大学院認証評価の評価基準および評価方法を大きく変えるものとなった（表1-12）。

表1-12 4 巡目法科大学院認証評価基準

領域1：法科大学院の教育活動等の現況（3基準） 領域2：法科大学院の教育活動等の質保証（6基準、うち4基準を重点基準とする） 領域3：教育課程及び教育方法（7基準） 領域4：学生の受入及び定員管理（3基準） 領域5：施設、設備及び学生支援等の教育環境（2基準）
--

3 巡目までの詳細な認証評価基準と解釈指針をあらため、評価基準本体は概括的で簡素なもの（解釈指針は廃止）とし、『自己評価実施要項』に自己評価を行う際に分析すべき項目や確認すべき法令上の要件等を記載した。自己点検・評価の結果に基づき、教育活動等の質が確保されていると判断される法科大学院については、効率的に評価を行う一方、課題等が指摘される法科大学院については詳細な確認を行うなど、各法科大学院の状況に応じた評価を行うこととした。また、認証評価における負担を削減するため、法科大学院が具体的かつ客観的な指標・数値により教育の実施状況等を自己分析できるよう自己評価書について、文章による説明を極力削減し、予め例示した根拠資料等の提示で足りるものとし、次の評価を受けるまでの間、毎年度提出を求めていた「法科大学院年次報告書」を廃止し、必要に応じて「法科大学院重要事項変更届」や「対応状況報告書」を提出することとした。これらは、認証評価を、より効果的・効率的なものとして機能させ、各法科大学院における自律的な質保証の取組や、教育の充実に向けた自主的・積極的な取組を促進することをめざすものである。認証評価の適合認定についても、領域2の6基準のうち、重点基準と定めた4基準のうち1つでも満たしていない場合は、他の基準の状況に関わらず、「評価基準に適合していない」と判断することとし、必要最低限の法令適合性および教育活

動等の質保証が実施されるようにした。3巡目で実施していた教員組織にかかる調査についても、まずは各法科大学院における教員の質の維持に委ねることとし、これを認証評価において判断することとした。また、領域5の施設、設備及び学生支援等の教育環境については、前回認証評価において基準に適合している場合、変更がないときは、前回認証評価結果を活用して自己評価できるものとした。

第4節 短期大学機関別認証評価

機構は、2005年度から2010年度にわたって短期大学に対する機関別認証評価を実施した（参考資料集 表1-28 p.15）。短期大学機関別認証評価委員会を設置し、『短期大学認証評価実施大綱』、『短期大学評価基準（機関別認証評価）』、『自己評価実施要項（短期大学機関別認証評価）』、『評価実施手引書（短期大学機関別認証評価）』および『訪問調査実施要項（短期大学機関別認証評価）』に基づいて評価が実施された。内容的には、短期大学の実状を配慮した上で、大学機関別認証評価（pp.22-24参照）に準じた作業が行われた。

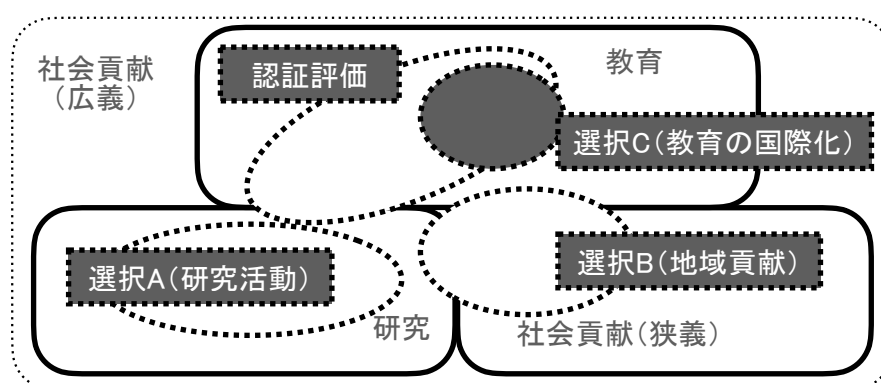
機構の認証評価事業については、2010年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、「民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する」こととされた。これを受けて、文部科学省による関係機関への意見聴取の結果、短期大学機関別認証評価事業については、2012年度以降は実施しないこととなった。2012年（平成24年）3月27日付機構長名で「昨年度政府において実施されました行政刷新会議の事業仕分けの結果及び2010年（平成22年）12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等を踏まえ、2012年度以降、当機構において短期大学機関別認証評価は行わないこととされたところです。このことを受け、このたび正式に当機構の短期大学機関別認証評価事業が廃止されることとなりましたので、お知らせいたします。」との連絡を短期大学に対して発出し、短期大学機関別認証評価事業を終了した。

第5節 大学機関別選択評価

機構の大学機関別認証評価は、「教育」を中心に評価した（pp.22-24参照）。しかしながら、関係者から「研究」や「社会貢献」も評価対象とする要望が寄せられたために、1巡目においては、認証評価の基準とは別に、「選択的評価事項」を設け、大学が希望した場合、認証評価と同時に評価を受ける場合に限って、これらの事項について評価を実施した（参考資料集 表1-29 p.16）。2巡目からは、これらの評価を認証評価とは独立した第三者評価－大学機関別選択評価－として実施した。これにより、機構以外の評価機関の認証評価を受けた大学が、機構の選択評価を受けることや、ある年度に機構の認証評価を受け、別の年度に選択評価を受けることも可能となった。

選択評価事項としては、A：研究活動の状況、B：地域貢献活動の状況、C：教育の国際化の状況、の三テーマが設定されている。大学が果たすべき使命・役割としては、「教育」、「研究」、「社会貢献」の三つがある。これらの三つの使命・役割と機構の実施する評価が、どのように対応しているかを図1-3に示した。「研究」についての詳細な評価のために、選択評価事項Aを設けた。「教育・研究」は古典的な意味での大学の使命・役割であるが、これに加えて教育研究を通じて蓄積した知的資産を、より直接的に社会に還元することが求められるようになってきた。これに対応して、選択評価事項Bを設けた。これらは、1巡目の選択的評価事項「研究活動の状況」と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」に、それぞれ対応するものである。

図1-3 大学の使命・役割と機構の実施する機関別認証評価と選択評価



社会全体のグローバル化が急速に進展する中で、大学教育もグローバル化に向けた対応が要請されており、多くの大学が教育の国際化に向けたさまざまな活動を展開している。教育の国際化に向けた活動については、認証評価においても評価の対象として含まれてはいるが、特別の基準を設けていなかったため、認証評価のみでは各大学における教育の国際化の状況や特色が必ずしも明確になっていない。選択評価事項Cは、教育の国際化に向けた活動に焦点を絞り評価を行うことにより、国際的な教育活動の質の一層の向上を図るとともに、教育の国際化の局面において個性・特色を発揮している大学を支援することを目的として設定された。大学機関別選択評価の実施実績は参考資料集（表1-30 p.16）に示す。

選択評価は、認証評価とほぼ同様の体制で実施した。基準の評価は、それぞれの観点の判断を総合して実施し、目的の達成状況について4段階で評価結果を示した。この段階判断だけではなく、基準ごとに、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、その旨も指摘した。また、選択評価事項Cについては、目的の達成状況の評価に加えて、「国際的な教育環境の構築」「外国人学生の受入」「国内学生の海外派遣」の各視点について、4段階の水準判定を行なった。詳細は、機構出版書籍⁽⁷⁾を参照されたい。

第6節 専門職大学院認証評価に関する検討（2006年）

国際的にも通用する専門的な知識や能力をもつ人材の養成、いったん社会に出た職業人の専門能力向上のための再教育の要請、資格社会への対応の必要など、様々なニーズに応えることを目的として、「高度で専門的な職業能力を有する人材の養成」を明記した専門職学位課程を置く専門職大学院制度が創設され（2003年）、2020年5月現在、法科大学院（35大学35専攻）、教職大学院（54大学54専攻）を除いて、ビジネス・MOT、会計、公共政策など多様な分野において、国公立さらに株式会社立合わせて59大学77専攻に拡大している。

専門職大学院を既存の大学院の修士課程と比較すると、修了年限が1～2年と弾力的であり、研究指導や修士論文審査を必ずしも必要としないこと、また必要な専任教員に一定の割合以上のいわゆる実務家教員（専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者）を含めなければならないこと、さらに事例研究や双方向・多方向の授業方法などの授業方法に関して具体的指示がある点などが特徴的な相違点である。

認証評価と関係する大きな違いは、専門職大学院は各分野ごとに5年以内ごとに認証評価を受けなければならないとされている点である。これまでの大学院も認証評価の対象となっているが、それは7年以内ごとに「当該大学の教育研究等の総合的な状況」の枠内で認証評価を受ける

のであって、単独で評価の対象になるわけではない。つまり、専門職大学院は、認証評価の中では最も短い5年以内という期間で、しかも、それ自体単独で認証評価の対象になるのである。短い期間内で、継続的に第三者評価を受けることを義務づけられているのは、変化の激しい社会の現実や当該専門領域での要請との間に時間的ギャップがあってはならない、という専門職大学院特有の課題が反映されている。

専門職大学院の分野は多様で、分野によっては認証評価機関が存在しないこともあり得ることを想定して、当初は、特別な事由がある場合には、文部科学大臣の定める措置を講じていれば、認証評価を受けなくてもよいと定められていた。ここでいう「文部科学大臣の定める措置」とは、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した評価機関の評価を受けるか、あるいは当該専門職大学院の自己点検・評価結果について当該大学の職員以外の者による定期的な検証を行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することが義務づけられていた。現在は、この特例は廃止され、各分野に認証評価機関が必要となっている。

2006年の時点では、法科大学院以外の認証評価機関の申請がない状況を鑑みて大学評価・学位授与機構（当時）は、今後登場するであろう各専門分野の評価機関が評価基準を作成する際の参考に供するため、「専門職大学院の評価基準モデル（法科大学院を除く）」（参考資料集 表1-31 p.17）を作成・公表した（2007年1月）。

このモデルは、大学評価基準と比較すると、内容の統合・整理によって、6評価基準という、かなりコンパクトになった基準から構成されている。基準は、全ての専門職大学院に共通的に必要であるいわば土台の部分に、それぞれの専門分野固有の教育課程の編成や内容などの項目をつけ加えた構造となっている。専門分野固有の項目は、比較的設置数の多い、ビジネス・MOT、会計、公共政策の三分野について検討したものであるが、他分野の専門職大学院においても、それぞれの分野に則した項目に置き換えれば、このモデルが利用できるように配慮した。

参考文献等

- (1) 文部科学省「認証評価機関一覧」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1299085.htm
- (2) 川口昭彦（独立行政法人大学評価・学位授与機構編集）（2006）大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の展開—わかりやすい大学評価の技法』ぎょうせい pp.81-91
- (3) 平成26年度に実施した第三者評価の評価結果について（平成27年3月）https://www.niad.ac.jp/evaluation/other_third_party_evaluations/third_party_evaluations/hyouka.html
- (4) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著（2020）大学改革支援・学位授与機構高等教育質保証シリーズ『内部質保証と外部質保証—社会に開かれた大学教育をめざして』ぎょうせい pp.109-115
- (5) 野澤庸則、齊藤貴浩、林隆之、渋井進（2010）高等専門学校機関別認証評価結果から見た高等専門学校の現状と認証評価の効果、大学評価・学位研究 第11号 pp.3-28
- (6) 川口昭彦（独立行政法人大学評価・学位授与機構編集）（2006）大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の展開—わかりやすい大学評価の技法』ぎょうせい pp.96-100
- (7) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著（2014）大学改革支援・学位授与機構高等教育質保証シリーズ『大学評価文化の定着—日本の大学は世界で通用するか？』ぎょうせい pp.67-83

第3章 国立大学法人等の教育研究の状況の評価

わが国の大学機関別認証評価は、個々の大学の環境や特性を考慮して優れた取組を取り上げるとともに、大学教育に値する水準を達成しているか否かを判断している。これに対して、国立大学教育研究評価には、もちろん、国立大学法人等の教育研究水準の維持および向上を図り、それらの個性的で多様な発展に資するという目的があるが、「資源配分に資する」という重要な使命がある。大学の実施している教育研究が対象となっているという観点からは、両者には共通する部分も多いかもしれないが、次期中期目標期間の組織および業務全般の見直しに資するという観点からは、国立大学教育研究評価と認証評価とでは、異なった対応や考え方が求められ、両者の法的根拠は異なる⁽¹⁾。

小さな政府をめざした行政改革の一環として、中央省庁から現業・サービス部門を切り離す制度が、1990年代後半から議論され、2001年4月に57の独立行政法人がスタートした。大学評価・学位授与機構（当時）は、2004年4月に独立行政法人となり、現在に至っている。

第1節 法人化と法人評価の展開

国立大学に関しても、国の財政再建の一助となるように、国立大学民営化の議論に始まり、国立大学全体の法人化が議論された。閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」（1999年）の中で、「国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、2003年までに結論を得る」と記述され、法人化が決定的となった（表1-13）。

表1-13 国立大学法人化の経緯

1997年 3月	国立大学協会「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」を設置
6月	国立大学協会「行財政改革と国立大学の在り方について（要望）」を国へ提出
10月	自由民主党「国立大学の民営化又は独立行政法人化検討」を公表
10月	国立大学協会「国立大学の独立行政法人化について反対声明」を公表
1998年10月	国立大学協会「国立大学の独立行政法人化反対」を国へ申入れ
1999年 4月	「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」を閣議決定
7月	国立大学協会「独立行政法人化問題に関する検討小委員会」を設置
8月	文部科学大臣私的懇談会「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」を発足
9月	国立大学協会「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」を報告
9月	文部科学大臣「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」を公表
2000年 5月	自由民主党「これからの国立大学の在り方について」を公表
7月	文部科学省「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」を発足
2002年 3月	文部科学省「新しい「国立大学法人」像について」（最終報告）を公表
11月	「国立大学法人法案」閣議決定
2003年 2月	「国立大学法人法案」通常国会へ提出
7月	「国立大学法人法案」成立、10月施行
2004年 4月	国立大学法人へ移行

ここでは、1990年からの議論を簡単にまとめる。自由民主党政務調査会が発表した「これからの国立大学の在り方について」（2000年5月）の中で、①独立行政法人通則法の枠組みを踏まえ大学の特性を踏まえた必要な措置を調整法といった形で明確に規定すること、②2002年度中に具体

的な法人像を整理し早期に「国立大学法人」に移行させること、③大学共同利用機関も同様の方向で独立行政法人化すること、とされた。これを受けて、文部科学省は、それまでの大臣私的懇談会「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」に加えて、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」を発足させた。この調査検討会議は、組織業務委員会、目標評価委員会、人事制度委員会、財務会計制度委員会に分かれて審議を進めた上で、調査検討会議連絡調整委員会が、2001年7月までの審議結果を、中間報告として取りまとめ公表した（2001年9月）。意見照会（パブリックコメント）を経て、調査検討会議と大臣私的懇談会との合同により『新しい「国立大学法人」像について』（最終報告、2002年3月26日、いわゆる「グリーンブック」）が公表された。この最終報告に基づいて国立大学法人法案等関係6法案が作成され、2003年7月に可決成立、同年10月に施行された。そして、全ての国立大学が国立大学法人へ移行した（2004年4月）。

1. 法人化の目的

国立大学の法人化は、明治以来続いてきた国立大学の制度を全面的に変えようとするものである。2001年6月には、遠山プランと呼ばれる「大学（国立大学）の構造改革の方針」が文部科学省から発表された（表1-14）。これは、経済財政諮問会議の席上で、当時の遠山敦子文部科学大臣がその内容を発表したことからこの名前がついた。この内容からは、国立大学に関する積年の懸案事項に大胆に切り込み、決着をつけようとする意図が読み取れる。

表1-14 大学（国立大学）の構造改革の方針—活力に富む国際競争力のある国公立大学づくりの一環として—（通称「遠山プラン」）

1. 国立大学の再編・統合を大胆に進める。（詳細は省略）
2. 国立大学に民間的発想の経営手法を導入する。 ○大学役員や経営組織に外部の専門家を登用 ○経営責任の明確化により機動的・戦略的に大学を運営 ○能力主義・業績主義に立った新しい人事システムを導入 ○国立大学の機能の一部を分離・独立（独立採算制を導入）→ 新しい「国立大学法人」に早期移行
3. 大学に第三者評価による競争原理を導入する。 ○専門家・民間人が参画する第三者評価システムを導入 ・「大学評価・学位授与機構」等を活用 ○評価結果を学生・企業・助成団体など国民、社会に全面公開 ○評価結果に応じて資金を重点配分 ○国公立を通じた競争的資金を拡充 → 国公立「トップ30」を世界最高水準に育成

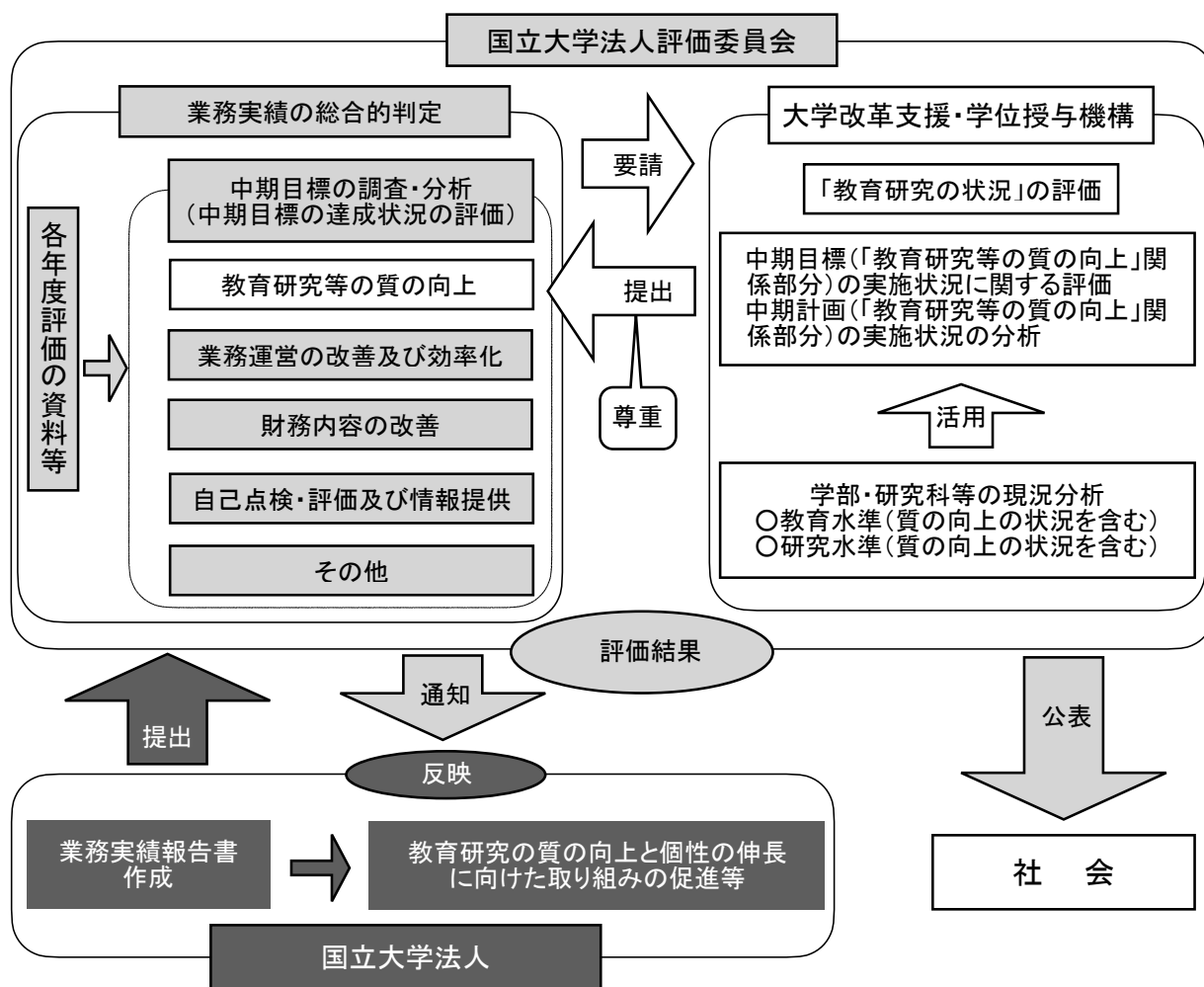
国立大学法人法は、独立行政法人通則法の規定を準用しているが、法人の業務運営の自主性に配慮して、独立行政法人制度とは区別して扱われている。国立大学法人は、それぞれ中期目標、中期計画を立案し、第三者評価によって教育研究の質の向上を図り、個性を伸長することが求められる。各法人は、文部科学大臣に対して中期目標の原案を提出するとともに中期計画を作成しなければならない。文部科学大臣は、法人の原案を尊重しながら各法人の中期目標を策定・公表すると同時に、中期計画を認可・公表した。両制度の相違点の詳細については、機構出版書籍⁽²⁾を参照されたい。

2. 国立大学法人等の中期目標期間の業務の実績に関する評価の基本枠組み

『新しい「国立大学法人」像について』では、法人化後の評価制度についても検討され、独立行政法人評価委員会とは異なる評価委員会の設置、中期目標の達成度の評価ならびに分野別の研究業績等の水準評価、大学評価・学位授与機構による教育研究に関する評価など、現在の法人評価制度の仕組みがほぼ網羅されている。同時に、評価結果の活用についても、次期以降の中期目標への反映、次期以降の運営費交付金等への算定への活用が示され、現在の制度へと繋がっている。

法人評価については、国立大学法人評価委員会が行う。この際、中期目標期間の業務の実績のうち教育研究面の状況については、国立大学法人評価委員会から要請を受けて、大学評価・学位授与機構（当時）が専門的立場から評価を実施する。この機構の評価結果を尊重しながら、国立大学法人評価委員会が経営面なども含めて中期目標期間の業務実績の全体について総合的に評価する（図1-4）。詳細については、機構出版書籍⁽³⁾を参照されたい。

図1-4 国立大学法人の中期目標期間評価の全体像



教育研究は国立大学法人の根幹となる業務であり、評価システムの中で、機構が実施する教育研究評価は、きわめて重要な役割を担っている。機構では、国立大学法人の教育研究の状況にかかわる評価（以下「教育研究評価」という）について検討を進めるために、2004年9月に国立大学教育研究評価委員会を設置し、国立大学法人評価委員会と連携を図りながら、評価方法、評価

実施体制など、評価を実施するための方針、方法や課題について審議した。この委員会は、具体的な評価作業も実施した。

第2節 第1期中期目標期間（2004～2009年）の教育研究評価

法人化の最初の中期目標・中期計画を策定するにあたって、文部科学省は記述内容の例示として、機構が教育研究評価を実施する上で共通して不可欠であると判断した基本的事項を示した（表1-15）。この例示にしたがって各法人は原案を作成し、文部科学大臣が、これらを尊重して中期目標として策定・公表し、中期計画を認可・公表した。

表1-15 各国立大学法人が中期目標・中期計画を策定するにあたって文部科学省が示した記述内容の例示および機構が教育研究評価を実施する上で共通して不可欠であると判断している基本的事項（教育研究の質の向上に関する目標の部分を抜粋）

中期目標	中期計画	基本的な事項
大学の教育研究等の質の向上に関する目標	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 教育に関する目標	1 教育に関する目標を達成するための措置	
(1)教育の成果に関する目標	(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置	★学生が在学中に身に付けた教養、学力や能力の状況 ★卒業（修了）後の進路の状況と社会からの評価 ★学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況
(2)教育内容等に関する目標	(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置	★教育課程の編成の取組とその実施状況 ★授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法と取組とその実施状況 ★成績評価の取組とその実施状況
(3)教育の実施体制に関する目標	(3)教育の実施体制に関する目標を達成するための措置	★教育実施組織の整備状況 ○教育関連施設・設備の整備とその活用状況 ○教育活動を組織として評価し、質の向上に活かす体制の整備とその機能状況
(4)学生への支援に関する目標	(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置	○学習に対する支援体制及び自主的学習環境の整備とその活用状況 ○学生生活に対する支援体制の整備とその活用状況 ○教育目標及び教育全般の状況の周知及び公表の取組状況
2 研究に関する目標	2 研究に関する目標を達成するための措置	
(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	★（研究水準の判定方法は検討中）
(2)研究実施体制等の整備に関する目標	(2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	★研究体制の整備とその機能状況 ★研究支援体制の整備とその機能状況 ○研究活動を組織として評価し、質の向上に活かす体制の整備とその機能状況 ○研究目標及び研究全般の状況の周知及び公表の取組状況
3 その他の目標	3 その他の目標を達成するための措置	
(1)社会との連携、国際交流等に関する目標	(1)社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置	○社会との連携及び協力に関する取組とその実施状況 ○国際的な連携及び交流活動に関する取組とその実施状況 ○活動状況を組織として評価し、質の向上に活かす体制の整備とその機能状況

★印：学部、研究科等の調査・分析を踏まえた上で、法人全体の分析を行う必要があると考えられる事項。○印がついている基本的事項についても、それぞれの法人の特色に則して、必要に応じて、学部・研究科等の調査・分析を踏まえる必要がある場合も考えられる。

機構は、教育研究評価の実施にあたって、『評価実施要項』『実績報告書作成要領』および『評価作業マニュアル』を作成した。『実績報告書作成要領』は、国立大学法人等が実績報告書を作成する際に参考となる事項について記述したものである。『評価実施要項』および『評価作業マニュアル』は、機構の評価担当者のマニュアルであるが、評価の透明性を確保する観点から公表した。法人からの質問とそれに対する回答は、適宜「Q & A」として機構ウェブサイトに公表し、全法人に情報が共有できるようにした。なお、第1期中期目標期間評価において設計された、達成状況報告書、現況調査表、研究業績説明書による枠組みは、適切な評価の実施や負担軽減のための様式の改善等は適宜行われてきたものの、第3期中期目標期間評価まで継続されている。

教育研究評価は、各法人の中期目標に関する達成状況評価と、法人に設置されている学部、大学院、附置研究所等の教育研究水準に関する現況分析から構成された。現況分析は、『新しい「国立大学法人」像について』において「分野別の研究業績等の水準評価」と言及されていた内容を教育分野にも拡大したもので、教育研究単位ごとの実施状況を評価するものである。

中期目標の達成状況に関する評価は、業績測定という種類の評価にあたる。業績測定とは、成果（アウトプットやアウトカムズ）を基本に指標を設定して定期的に指標値を測定すると定義されている。しかしながら、法人が設定した中期目標は、評価をする立場からみると、いくつかの問題があった。この中で最も重要な点は、記述が、定性的な説明が多く、具体的な目標が明確ではない点が散見された。この「具体的な目標」とは、必ずしも数値的な目標のみを言っているわけではない。たとえば、大学がめざす研究水準についての記述がみられない例があった。表1-15の最初の大項目に「教育研究等の質の向上に関する目標」と書かれているように、教育や研究の現在の状況や水準を分析した上で、中期目標終了時（6年後）に、どのような状況を期待し、どのような水準をめざすのかという内容が、ここには盛り込まなければならない。

法人評価は準用される独立行政法人通則法に定める中期目標期間終了後三カ月以内に提出する「中期目標に係る事業報告書」に基づいて行われると、当初は多くの関係者は認識していた。しかし、中期目標期間終了後の評価では、評価結果を次期中期目標の立案や次期運営費交付金の算定に活用することができなくなるため、第1期中期目標期間4年時終了直後（2008年度）に、4年間の教育研究の状況について、いわゆる「暫定評価」が実施されることとなった。この暫定評価は、当時、法的根拠が比較的曖昧であったが、国立大学法人法の改正に伴い、第3期中期目標期間の教育研究評価では、「4年目終了時評価」を実施した（pp.41-43参照）。

1. 暫定評価（2008年度実施）

第1期中期目標期間のうち2004年度から2007年度までの4年間の業務実績について、暫定評価が2008年度（平成20年度）に実施された。この評価結果は、国立大学法人等が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期中期目標・計画の策定に活用するとともに、次期の中期目標期間における運営費交付金の算定に反映させるためである。したがって、「暫定」の語を使っていたが、大学にとっては運営費交付金の算定に反映される実質的「本番」とも言えるものであった。

中期目標の達成状況評価

達成状況評価では、各法人から提出された達成状況報告書等に基づく書面調査および訪問調査を行った。評価にあたっては、中期目標を表1-16（p.38）に示す三階層（大項目、中項目、小項目）に区分した。判定については、中期目標を4段階で判定し、小項目から順次評価を積み上げて最終的に大項目の評価を導く手順とした。その際、中期計画に掲げる取組の成果があがっているか、中期目標期間中に教育研究の質は向上したか、あるいは高い質が維持されているか、という点に配慮し、学部・研究科等の現況分析結果も参照して、総合的に評価した。この積み上げる方式も、基本的には第3期まで変わっていない。

大多数の国立大学法人等の中期目標のうち、機構が評価を担当する「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」は、表1-16のような構成になっていた。各法人は、学部・研究科等の構成が異なり、独自の歴史、立地条件や社会の要請などを踏まえた教育研究を展開している。各法人に対する理解を深めるために、中期目標に記載してある大学の「基本的な目標」を補完する観点から、法人の特徴や特色の記述を求めた。中期目標の達成状況の評価は、この特徴や特色の記述と基本的な目標に照らして行なった。

表1-16 国立大学法人の中期目標の項目（教育、研究および社会との連携、国際交流等に関する中期目標の項目を抜粋）

大項目	中項目	小項目
教育に関する目標	① 教育の成果に関する目標 ② 教育内容等に関する目標 ③ 教育の実施体制等に関する目標 ④ 学生への支援に関する目標	各中項目の下に定められている個々の目標
研究に関する目標	① 研究水準及び研究の成果等に関する目標 ② 研究実施体制等の整備に関する目標	各中項目の下に定められている個々の目標
社会との連携、国際交流等に関する目標	① 社会との連携、国際交流等に関する目標	各中項目の下に定められている個々の目標

評価結果は、大項目ごとに5段階（非常に優れている。良好である。おおむね良好である。不十分である。重大な改善事項がある。）の段階式で示すとともに、その結果を導いた理由を記述した。先進的・意欲的であると判断される取組については、結果的には目標が十分には達成されていない場合でも、総合的な判断にたって特記した。国立大学法人と大学共同利用機関法人の中期目標の達成状況に関する評価結果（確定後）は、参考資料集 表1-32 (p.18) を参照されたい。「不十分である」あるいは「重大な改善事項がある」と判断された法人はなく、「おおむね良好である」と判断された法人が多い結果となった。「おおむね良好である」が多くなった理由としては、取組による成果の記述が十分ではない、あるいは明確ではない例が多かったことがあげられる。このことは、対象法人に対する検証アンケート⁽⁴⁾からも窺える。

学部・研究科等の現況分析

学部・研究科等の現況は、教育の水準、研究の水準およびそれぞれの質の向上度を、各法人から提出された現況調査表等に基づく書面調査により把握した。教育・研究の水準は、教育・研究活動およびその成果について、評価時点における状況を示すもので、学部・研究科等の教育あるいは研究の目的に照らして行なった。現況分析の結果（確定後）は、参考資料集 表1-33 (pp.18-19) を参照されたい。

教育の水準は、評価時点における各学部・研究科等の教育活動およびその成果の状況から判断した。機構は、5分析項目（表1-17）を定め、それぞれの分析項目に基本的な観点を設定した。基本的な観定のほかに、各学部・研究科等の目的や状況に応じて独自の観点を設定することもできるようにした。独自の観点を設定した学部・研究科等は多少あったが、いずれも基本的な観点に含まれる内容であった。

表1-17 教育水準分析項目と基本的な観点

分析項目	基本的な観点	水準判断の段階
I 教育の実施体制	○ 基本的組織の編成 ○ 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制	分析項目ごとに下記の4段階判定を行う。 ○ 期待される水準を大きく上回る。 ○ 期待される水準を上回る。 ○ 期待される水準にある。 ○ 期待される水準を下回る。
II 教育内容	○ 教育課程の編成 ○ 学生や社会からの要請への対応	
III 教育方法	○ 授業形態の組合せと学習指導法の工夫 ○ 主体的な学習を促す取組	
IV 学業の成果	○ 学生が身に付けた学力や資質・能力 ○ 学業の成果に関する学生の評価	
V 進路・就職の状況	○ 卒業（修了）後の進路の状況 ○ 関係者からの評価	

分析項目のすべての観点ごとに分析を行い、その結果を総合した上で、分析項目ごとに、それぞれの学部・研究科等が想定している関係者の期待に応えているか、という視点で評価した。「関係者」とは、当該学部・研究科等の教育活動やその成果を、直接的あるいは間接的に享受する人々や組織をさす。具体的には、在学生・受験生およびその家族、卒業（修了）生、卒業（修了）生の雇用者、当該学部・研究科等と関係のある地域社会などが想定される。分析項目ごとの水準の判断は、4段階（期待される水準を大きく上回る。期待される水準を上回る。期待される水準にある。期待される水準を下回る。）の段階式で示し、その判断理由を記述した。

研究の水準については、2分析項目（表1-18）を定め、各分析項目に基本的な観点を設定し、評価時点における各学部・研究科等の研究活動およびその成果の状況から判断した。教育の水準の判断と同様に、分析項目ごとにそれぞれの学部・研究科等が想定している関係者の期待に応えているか、という視点で判断した。教育の項目で述べた関係者と共通の部分もあるが、研究については、とくに、学術面では関係する学界など、社会、経済、文化面では国際社会や地域、特定の産業分野などが想定される。

表1-18 研究水準分析項目と基本的な観点

分析項目	基本的な観点
I 研究活動の状況	○ 研究活動の実施状況 ○ 大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況
II 研究成果の状況	○ 研究成果の状況（大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること）

「II 研究成果の状況」の分析にあたっては、組織を代表する優れた研究業績を根拠資料とした。根拠資料となる研究業績の選定にあたっては、「学術面」あるいは「社会、経済、文化面」の視点で、第三者による評価結果や客観的指標などのデータを基に、組織を代表する優れた研究業績（5段階判定の上位二つの区分に該当する研究業績）と判断されたものが、専任教員数の20%程度の業績数を目安として、各法人から提出された。機構では、各学問分野のピア・レビューアーが、提出された研究業績の水準判定を行い、その結果に基づいて「研究成果の状況」の評価を行

なった。

質の向上度は、法人化時点と評価時点の水準を比較・分析して導かれるものである。しかし、法人化時点の水準が必ずしも明確にされていない事情もあり、初回の評価にあたっては、評価時点の水準に至るまでの教育・研究活動や成果の状況の改善、向上の内容を分析し、教育あるいは研究目的に照らして、3段階（大きく改善、向上している又は高い質を維持している。相応に改善・向上している。改善・向上しているとはいえない。）判定を行った。

大学では、当時どのように評価結果が予算に反映されるかということについての関心が強かった。機構は教育研究の状況の評価結果を国立大学法人評価委員会に提供する立場であり、予算への反映をどうするか決定する立場ではない。しかし、評価結果の予算への反映方法や規模等の詳細に関する情報は、事前にはなかった。このため、大学は、どの評価項目が高ければいいのか、どこに力を入れて実績報告書を作成するべきか、大学運営全体の業務の中でどこまで評価作業にリソースを割くべきかの情報が少ない中で、評価作業を進めざるを得なかった。

結果としては、2010年度（平成22年度）の一般運営費交付金の中での「評価反映分」は、増額の最も多かった大学が2,500万円、減額の最も高かった大学がマイナス800万円と、金額的には大きいものとはならなかった。これは他の補助金等と比べても規模が小さいものであり、その後第2期では、第1期と異なり、4年時終了時の評価も実施しなくなったことから、大学の国立大学法人評価に対する関心は導入当初より低下しているというのが、大学の評価実務担当者との交流を振り返った印象である。その後も、機構が行う評価とは別に、より大きな予算規模で、国立大学機能強化促進費による重点支援の枠組みが、2017年度（平成29年度）から開始されたことも影響があったものと思われる。しかし、教育・研究に対してピア・レビューにより緻密に行なっている機構の評価への大学や評価者の信頼は、これまでの検証アンケート等を見ても高く、機構は信頼に応えることができる評価を引き続き改善を続けていくことが望まれている。

2. 暫定評価結果の確定（2010年度実施）

第1期中期目標期間終了した2010年度には、暫定評価の結果を確定するための評価を実施した。基本的には、暫定評価の評価方法を踏襲し、2年間で評価結果を変えうるような顕著な変化があったかを確認する方法で評価が実施され、国立大学法人および大学共同利用機関法人の第1期中期目標に係る教育研究業務の評価を実施し、評価結果を確定し公表した（2011年5月）。暫定評価結果から確定後の評価結果への変更の程度については、残り2年で、4年終了時よりも計画の達成および水準の向上の両者とも、若干評価結果が良好になっている傾向が見られた。

第3節 第2期中期目標期間（2010～2015年）の教育研究評価

文部科学省がまとめた「国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ）」（2010年7月）では、「第1期中期目標期間における実施状況を踏まえ、評価方法、対象、必要書類等の見直しを行う」と言及された。この結果、第2期中期目標期間（2010～2015年度）においては、暫定評価を行わず中期目標期間終了後の2016年度（平成28年度）に法人評価が実施された。この際、第1期と同様に達成状況評価と現況分析が行われ、評価実施スケジュールの変更、評価方法の簡素化、実績報告書の根拠資料として認証評価結果等の活用を促すなど効率的評価をめざして、評価方法が変更された。

達成状況評価に関して第1期と異なる点は、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」の設定があげられる。目標・計画の達成状況を評価するという方法では、達成に多大な努力を要する意欲的な目標・計画を法人が立てることを躊躇するという問題に対する対策である。このために、文部科

学省国立大学法人評価委員会が「戦略性が高く意欲的な目標・計画を定めて積極的に取り組んでいる」と認定した目標・計画については、中期計画が計画通り実施できていない場合でも、教育研究の質の向上や高い教育研究水準の実現が確認できる場合には、プロセスや内容等を考慮し判定することとした。個々の「戦略性が高く意欲的な目標・計画」は、法人の説明を踏まえて文部科学省国立大学法人評価委員会が認定したものである。

現況分析における主要な変更点は、「教育の水準」の分析項目を5分析項目（第1期）から「教育活動の状況」「教育成果の状況」の2項目にまとめたこと、「質の向上度」の判定を4段階（大きく改善、向上している又は高い質を維持している。改善、向上している。質を維持している。質を維持しているとはいえない。）としたことである。さらに、分析項目「研究成果の状況」を評価するために提出される組織を代表する優れた研究業績については、第1期では、研究実績説明書を論文等ごとに作成したが、第2期では、一つの「研究業績（研究テーマ）」に学部・研究科等を代表する研究成果（論文等）を最大三つまで記載できる方式を採用して、「研究業績」を単位としての提出を求めた。第1期では、「学術面」あるいは「社会、経済、文化面」の視点のどちらか一方のみを選択することを求めたが、第2期では双方を選ぶことも可能とした。

もう一点大きな変更点は、達成状況評価においては各法人への訪問調査に替えて、オンライン会議等を活用したヒアリングの実施である。このオンライン会議は、大学と評価者の間だけではなく、評価部会開催時にも導入され、認証評価の訪問調査等も含め、今後もその活用が見込まれることから、通常の対面会議におけるコミュニケーションとの違いに関する調査研究を行なった（第五部 第2章 第3節 pp.85-86）。

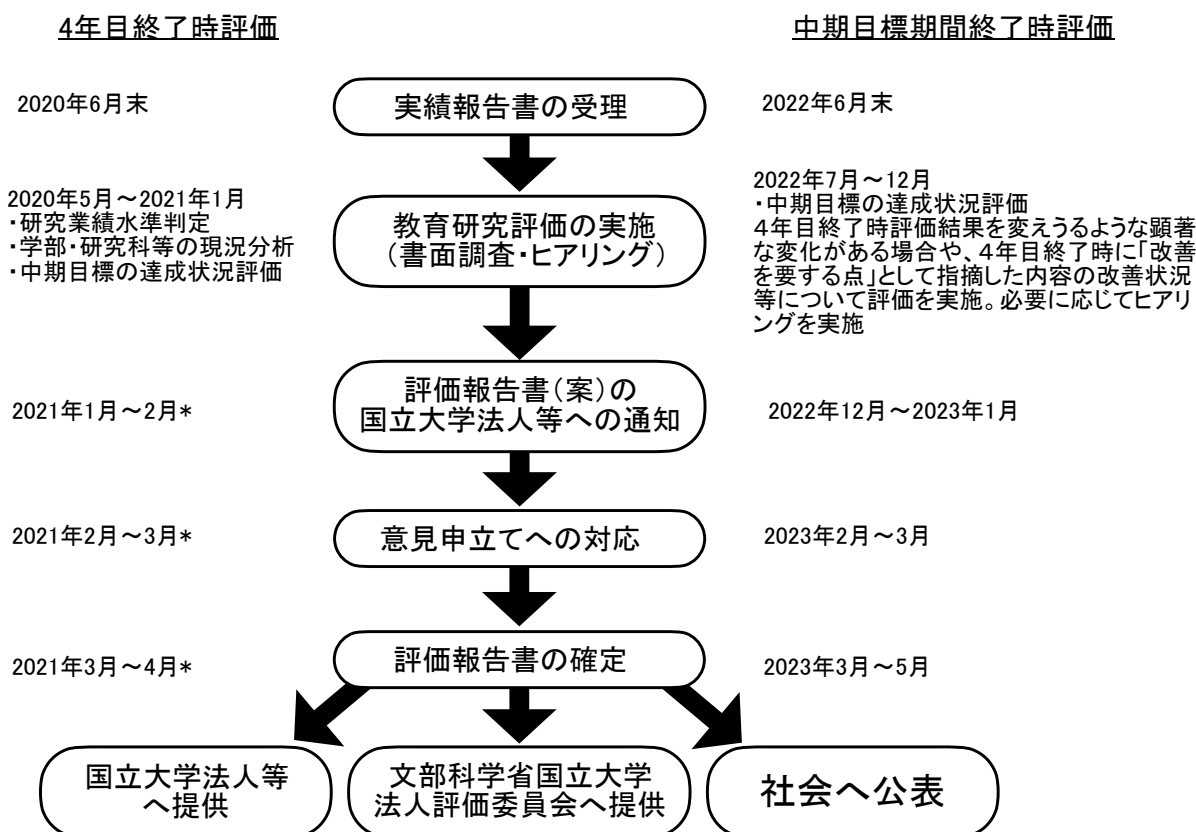
国立大学法人および大学共同利用機関法人の第2期中期目標に係る教育研究業務の評価結果は、2017年5月に確定し公表した（参考資料集 表1-34および表1-35 pp.19-20）。

第4節 第3期中期目標期間（2016～2021年）の教育研究評価

国立大学法人法が改正され、国立大学法人評価は、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標の達成状況について中期目標4年目の翌年度（2020年度）に「4年目終了時評価」を、中期目標の達成状況について中期目標終了年の翌年度（2022年度）に「中期目標期間終了時評価」を行うことに変更された。これにより、2008年度に実施された第1期中期目標に係る「暫定評価」に対応する「4年目終了時評価」が、法規に基づき根拠づけられたことを意味している。

機構は、2015年5月に国立大学法人評価委員会から、第3期中期目標期間に係る国立大学法人等の教育研究の状況の評価について実施要請を受け、評価スケジュール、評価実施体制、評価方法等について検討を進め、評価実施要項を2018年6月に決定して公表した。4年目終了時評価では「中期目標の達成状況評価」「学部・研究科等の現況分析」「研究業績水準判定」を実施し、中期目標期間終了時評価では「中期目標の達成状況評価」のみを実施する。4年目終了時評価と中期目標期間終了時評価のスケジュールは、図1-5（p.42）にまとめた。しかしながら、4年目終了時評価については、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令（2020年4月7日）されたために、国立大学法人の事務遂行に配慮して、当初予定の評価スケジュールを変更した。報告書等の提出締切を2か月程度延長することとなったものの、機構は、国立大学法人および大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価を実施し、2021年7月に評価結果を公表した（参考資料集 表1-36 p.21）。

図1-5 第3期中期目標期間の教育研究評価のスケジュール



*新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令(2020年4月7日)されたため2カ月程度延長

第2期までと同様、達成状況評価、現況分析および研究業績水準判定を実施したが、評価方法、スケジュール等は変更された。概要を以下に記述するが、詳細は、第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価における「第2期からの主な変更点」⁽⁵⁾および機構出版書籍⁽⁶⁾を参照されたい。

第2期までは、研究業績説明書、学部・研究科等の現況調査表および中期目標の達成状況報告書は、すべて6月末に提出された。第3期では、国立大学法人評価委員会からの要請である「学部・研究科等の現況分析の結果を中期目標の達成状況評価に活用する」に対応するために、現況分析結果を達成状況評価に活用するための作業期間を設けた。さらに、教育研究評価に係る国立大学法人等からのアンケート回答の意見⁽⁴⁾「学部・研究科等の現況調査票と中期目標の達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった」等も踏まえて、4年目終了時評価のための資料（研究業績説明書、学部・研究科等の現況調査票及び中期目標の達成状況報告書）について異なった提出期限を設定した。中期目標期間終了時評価については、中期目標の達成状況評価のみを実施する予定と、提出資料は「中期目標の達成状況報告書」のみとした（提出期限は2022年6月末日となる予定）。

1. 中期目標の達成状況評価

第2期の中期目標大項目の達成状況判定は、「非常に優れている」「良好」「おおむね良好」「不十分」「重大な改善事項」の5段階で行い、基準となる達成状況を「おおむね良好」に置いた。第3期4年目終了時評価では、「特筆すべき進捗状況にある」「計画以上の進捗状況にある」「順調に

進んでいる」「おおむね順調に進んでいる」「遅れている」の5段階とし、基準となる達成状況を「順調に進んでいる」に置いた。第3期終了時では、「上回る顕著な成果が得られている」「上回る成果が得られている」「達成している」「おおむね達成している」「達成が不十分である」「重大な改善事項がある」の6段階とし、基準となる達成状況を「達成している」に置く予定である。これによって、文部科学省国立大学法人評価委員会が実施する業務運営、財務内容等の評価と、大項目の判定の基準となる位置を合わせる。中期計画から中期目標（大項目）までの判定イメージについては、資料⁵⁾を参照されたい。

現況分析結果の達成状況評価への積極的な活用方法については、大項目「教育に関する目標」および「研究に関する目標」について、それぞれの中項目判定の平均値に現況分析の「教育」または「研究」の分析項目の判定結果による加算・減算を行った。また、4年目終了時評価では、書面調査で確認できなかった事項等を十分に調査・把握することを目的として、第2期の経験を踏まえて、テレビ会議システムを用いたヒアリングを実施した。

2. 学部・研究科等の現況分析

評価実施体制のうち現況分析部会について、第2期では、人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合科学系、特定領域系、大学共同利用機関の10学系であったが、総合科学系が大規模で、特定領域系が少数だったことなどを踏まえて、第3期では、人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合文系、総合理系、総合融合系、大学共同利用機関の11学系となった。また、11の学系別検討チームにおいて「現況調査表ガイドライン」を各学問分野の特性を踏まえて協議した上で作成し、国立大学法人等からの「何を記載すべきか迷った」、評価者からの「記載内容が多様で判断が難しい」との意見に応じて提示した。

第1期と第2期の教育研究評価の際には、「想定する関係者の期待にどの程度応えているか」という視点による評価方法で実施した。国立大学法人等からのアンケート回答において「想定する関係者の期待の内容を記載することが難しい」との意見や、評価者からのアンケートの回答においても「国立大学法人等が自ら記載した想定する関係者の期待の内容を基に評価することが難しい」との意見があったことなどを考慮して、第3期では「学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質にあるか」という視点による評価を実施した。さらに、第2期までは、教育および研究に関して水準の判定と質の向上度の判定を別々に行ってきたが、第3期では、質の向上の状況も含めて水準の判定を行なった。これらの変更にともなって、水準判定の表記についても質の状況の評価することを示す表現（特筆すべき高い質にある。高い質にある。相応の質にある。質の向上が求められる。）に変更した（表1-19）。

表1-19 第3期中期目標期間の学部・研究科等の現況分析結果

質のレベル	教育活動の状況	教育成果の状況	研究活動の状況	研究成果の状況
特筆すべき高い質にある	63 (7.3%)	33 (3.8%)	66 (11.2%)	57 (9.6%)
高い質にある	223 (25.8%)	93 (10.8%)	208 (35.2%)	181 (30.6%)
相応の質にある	574 (66.4%)	739 (85.4%)	317 (53.6%)	353 (59.7%)
質の向上が求められる	5 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

教育水準（865組織）研究水準（591組織）、数字は組織数、（ ）内数字は全組織に対する割合

参考文献等

- (1) 認証評価は学校教育法に、国立大学法人評価は国立大学法人法に、それぞれ基づいて実施されている。
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著（2020）大学改革支援・学位授与機構高等教育質保証シリーズ『内部質保証と外部質保証—社会に開かれた大学教育をめざして』ぎょうせい pp.145-155
- (3) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著（2010）大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の定着—日本の大学は国際競争に勝てるか？』ぎょうせい pp.170-199
- (4) 検証結果報告書 第1期中期目標期間 https://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2010/02/26/no6_3_houkokusyo.pdf および https://www.niad.ac.jp/n_hyouka/kokuritsu/_icsFiles/afieldfile/2012/02/17/no6_3_houkokusyo_dail.pdf。第2期中期目標期間 https://www.niad.ac.jp/n_hyouka/kokuritsu/no6_3_h30houkokusyo.pdf
- (5) 第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価における「第2期からの主な変更点」（令和元年7月8日更新）https://www.niad.ac.jp/media/006/201907/henkouten_201907.pdf
- (6) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著（2020）大学改革支援・学位授与機構高等教育質保証シリーズ『内部質保証と外部質保証—社会に開かれた大学教育をめざして』ぎょうせい pp.167-172